

## 国民年金に関するお知らせ

問 住民環境課 年金係  
☎476-1111 (123・126)

断然お得な  
情報です。

### 国民年金付加年金制度のご案内

(年金を2年以上受給されると納付した金額以上の給付を受けることができます)

将来受け取る年金を少しでも増やしたい方に、お勧めの制度です。

月々の国民年金保険料に400円上乗せして納めることで、老齢基礎年金に「年額200円×付加保険料納付月数」の金額を上乗せして受給する制度です。

例えば、10年間付加給付保険料を納めると、合計48,000円の負担になりますが、老齢基礎年金に毎年24,000円上乗せされます。**(2年以上受給されると納付金額以上の金額を受給することができます)**

申込みできる方は、国民年金の第1号被保険者や、60歳以上65歳未満の方などの国民年金任意加入者ですが、国民年金基金に加入中の方は申し込みできません。

将来のことを考え、申込みを検討される方は、遠慮なく相談・お問い合わせください。



### 国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

(10年間遡って保険料の追納ができます)

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等これらの期間の保険料については、10年以内であれば遡って納める(追納)ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納は、古い月のものから納入することになりますが、次の点にご注意ください。

- 一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。(判定された保険料の納付がない場合は、年金未加入期間となり、遡れる期間が変わってきますのでご相談ください。)
- 「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。



【お問い合わせ先】 大崎町役場住民環境課年金係又は  
鹿屋年金事務所 ☎0994-42-5121